

戸籍・除籍謄抄本、身分証明書、附票等申請書(郵便用)

令和 年 月 日

姫島村長 殿

※本人確認書類の写しが必ず必要です。

※注意事項を必ず読んでください。

請求者 (書類を使う方)	住所		電話番号	-	-
	ふりがな		生年月日		
	氏名		T・S・H・R	年	月 日
代理人 (請求者と違うとき)	住所		電話番号	-	-
	ふりがな		生年月日		
	氏名		T・S・H・R	年	月 日

どなたの戸籍が必要ですか	本籍	大分県東国東郡姫島村 番地	
	筆頭者氏名	戸籍の最初に記載のある方(死亡された場合でも変わりません)	

戸籍に記載されている方と請求者の関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫または妻) <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 直系尊属(父母または祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子または孫)

請求の理由	請求者が上記の「その他」の場合は、下記のいずれかにチェックをつけて、請求の理由を詳細に記載してください
	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 ()

添付書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 補助者証 <input type="checkbox"/> その他()
------	---

何が必要ですか。必要なものに「○」をつけ、通数を記入してください。					
戸籍	1 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	通	戸籍	9 届書記載事項証明	通
	2 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	通	籍	証明に必要な届()	通
	3 除籍全部事項証明(除籍謄本)	通	附票	届出年月日 年 月 日	
	4 除籍個人事項証明(除籍抄本)	通		10 戸籍の附票(除票・改製原)全部	通
	5 改製原戸籍謄本(昭和・平成)	通	その他	11 戸籍の附票(除票・改製原)一部	通
	6 改製原戸籍抄本(昭和・平成)	通		必要な人()	
	7 戸籍・除籍 記載事項証明	通		12 身分証明書(原則本人請求)	通
	8 届書受理証明	通		必要な人()	
			13 その他()	通	
			必要な人()		
			定額小為替 円分 同封しました。		

上の太枠の中を記入してください。下の本人確認の欄には何も記入しないでください。

本人確認	1点のみ	各種免許証	パスポート	マイナンバーカード	身体障害者手帳	
		その他()				
	2点必要	健康保険証	年金手帳	年金証書	介護保険証	学生証/社員証
		印鑑証明書とその印鑑 その他()				

郵便請求に当たっての注意事項

1. 手数料について

手数料は郵便局で購入し、同封してください。(記名があるものは使えません。)

戸籍謄本・抄本	1通	450円
除籍、改正原戸籍謄本・抄本	1通	750円
戸籍の附票・身分証明書	1通	300円

2. 返信用封筒について

返信用の封筒はあて先を記入し、切手を貼って同封してください。

除籍謄本をとるときや、通数が多い場合は切手を余分に同封してください。

3. 本人確認用書類について

請求には本人確認書類の写しが必ず必要です。

マイナンバーカードや免許証の写しであれば1点で結構ですが、国民健康保険証や国民年金手帳等として2点以上の写しを同封してください。

3. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事工の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍記録事項証明等を提出する国又は地方公共団体名を記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

4. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

5. 権限確認書類について

代理人または使用者が請求する場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類(委任状等)が必要です。本請求書は、委任状の様式を兼ねるものではありません。

6. 罰則について

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。